特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高浜市長

公表日

令和6年6月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

6 他の評価事体機関

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	固定資産税関係事務							
	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。							
	納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準となる価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準となる価格は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。							
②事務の概要	市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格 及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。							
	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。(地方税 法第383条 等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364							
	条 等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等) ⑥収納及び賦課の情報による収納・還付・充当等を行う収納管理事務。 ⑦未納者への督促及び滞納処分を行うための調査等、滞納整理業務。 ⑧収納情報に基づく納税証明書発行業務。 ⑨他自治体からの実態調査の回答及び、他自治体への実態調査業務。 ⑩徴収金の不納欠損に関する事務。							
③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、滞納管理システム							
2. 特定個人情報ファイル	名							
資産情報ファイル、課税台帳代	青報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル							
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号							
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定							
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第27号 情報提供の根拠 番号法第19条第8号別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)							
5. 評価実施機関における	担当部署							
①部署	税務グループ							
②所属長の役職名	税務グループリーダー							

9. 吃少計 叫大心饭闲

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

高浜市 市民部 税務グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

高浜市 市民部 税務グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ:	重点項目記	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 項目評価書において、リス	ド全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネッ	ットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く	.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの記	委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	8提供ネットワー	クシステム	xを通じた提供で	を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接紙	読しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[] 自i	己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・唇	外					
従業者に対する教育・啓発	[+:	分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている	ている